

## 新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(掲示の掲載順序のくじの立会) <b>第68条</b> 第46条の規定は、 <u>衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙</u> における公選法第175条第9項の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。	(掲示の掲載順序のくじの立会) <b>第68条</b> 第46条の規定は、参議院（比例代表選出）議員の選挙における公選法第175条第7項の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。